

● 清水町障害者移動支援事業「身体介護を伴う」の認定調査票

下記の調査項目の結果により、「身体介護を伴う」の可否を決定します（利用者氏名： ）
 それぞれ、該当する事項に○をつけてください。

調査項目	認定事項	備考
①「歩行」	「できない」	自分で歩けるか、何か支えが必要かどうかを評価。歩行距離の目安は5m以上。
②「移乗」	「見守り等」 「一部介助」 「全介助」	実際に見守りや介助が行われているかに着目。両手をついて布団からポータブルトイレ等に移乗できる程度の腰を浮かせる行為ができるかどうか。
③「排尿」	「見守り等」 「一部介助」 「全介助」	排尿にかかる一連の動作を自分で行っているかどうかに着目。一連の行為（尿意、トイレへの移動、排尿動作（ズボン・パンツの上げ下げ、排尿）、後始末。後始末には、ポータブルトイレや尿器等の掃除、抜去したカテーテルの後始末等も含まれる。集尿器、ストマ、オムツ等を使用している場合には、実際の介護を受けている状況により判断。精神的な状況又は意欲低下等の理由で介助を受けている場合、その状況に基づき判断。
④「排便」	「見守り等」 「一部介助」 「全介助」	排便にかかる一連の動作を自分で行っているかどうかに着目。一連の行為（尿意、トイレへの移動、排便動作（ズボン・パンツの上げ下げ、排便）、後始末。後始末には、ポータブルトイレや便器等の掃除、人工肛門等の後始末等も含まれる。ストマ、オムツ等を使用、人工肛門を造設している場合には、実際の介護を受けている状況により判断。
⑤「移動」	「見守り等」 「一部介助」 「全介助」	日常生活において必要な場所への移動にあたり、実際に見守りや介助が行われているかどうかに着目。移動の手段は問わない。移乗や装着に伴う行為や準備は含まれない。医療上の必要により制限が行われている場合には、制限されている内容により判断。
⑥その他 身体介護を要 する事由		